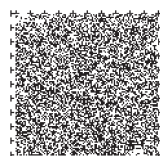
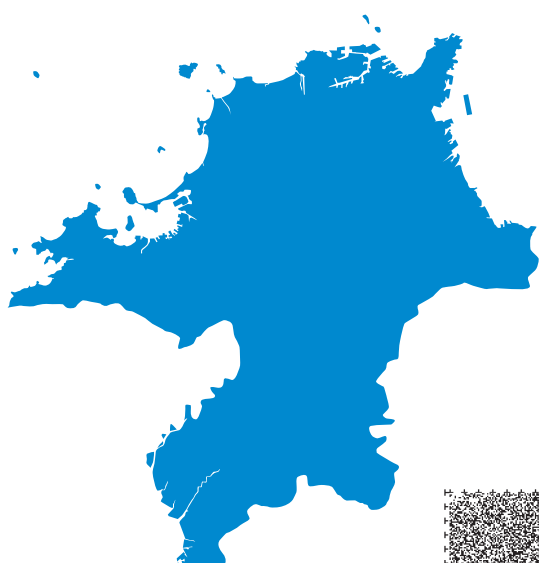


第4次福岡県

配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護等に関する基本計画



はじめに

配偶者や交際相手からの暴力、いわゆる「DV」は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また被害者の多くは女性であることから、男女がお互いの人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会実現の大きな妨げとなっており、解決すべき重要な課題です。

平成13(2001)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、本県におきましても、平成18(2006)年に第1次「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」、平成23(2011)年に第2次、平成28(2016)年に第3次計画を策定し、市町村や関係機関・団体等と連携し、暴力を容認しない意識の啓発や相談窓口の周知、相談支援体制の整備など、さまざまな取り組みを進めてきました。

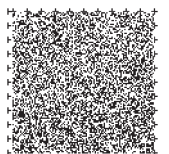
その結果、DVについての正しい理解が進んでおりますが、DV相談件数は増加傾向にあり、いまだ暴力の根絶には至っていません。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によるDVの増加や深刻化の懸念、子どもの目の前で行われるDV(いわゆる「面前DV」)が子どもに与える影響など、さまざまな課題が生じています。

このような現状や課題を整理し、今回、「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しました。

この計画では、DV防止へさらなる理解を広げ、被害者の安全確保と自立支援を一層強化するための総合的な施策を実施することとしています。

取り組みを着実に進めるためには、暴力を認めない県民一人ひとりの理解や市町村、関係機関・団体等との連携、協力が不可欠です。誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、今後も一層のご理解とご協力をお願いいたします。

計画の策定に当たり、福岡県男女共同参画審議会ほか関係機関の皆さん、ご意見を寄せていただきました県民の皆さん、ご協力をいただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。



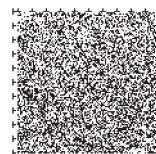
目 次

第1部 基本的考え方

1 策定の趣旨	3
2 計画の性格	4
3 計画の期間	4
4 DVをめぐる福岡県の現状	5
5 これまでの成果と今後の課題	11
(1) これまでの取組みと成果	11
(2) 今後重点的に取り組むべき課題	12
6 施策体系	13

第2部 計画の内容

柱1 DV根絶のための啓発・教育の推進	17
(1) 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成	17
(2) 被害の早期発見、深刻化の防止	20
柱2 誰もが安心して相談できる体制の充実	22
(1) 相談体制の充実	22
(2) 外国人、障がいのある人、高齢者、性的少数者への適切な対応	26
柱3 DV被害者の保護体制の充実と安全確保	28
(1) 一時保護体制の充実	28
(2) 同伴家族に対するケアと支援	30
(3) 被害者の安全確保	31
柱4 被害者の自立のための支援	33
(1) 住宅の確保支援	33
(2) 生活の安定に向けた支援	34
(3) 被害者情報の保護と各種手続きの支援	37
柱5 関係団体との連携	40
(1) 連絡会議等の開催	40
(2) 市町村との連携	41



(3) 民間団体との連携	42
(4) 苦情への適切な対応	43
成果指標（数値目標）	45

第3部 推進体制

1 県の推進体制	49
2 市町村との連携	49
3 民間団体との連携	49

付属資料

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 法律のしくみ	53
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	54
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 法律のしくみ（フロー図）	60
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（概要）	61
福岡県男女共同参画審議会での審議状況	67
福岡県男女共同参画審議会委員名簿	68

